

○気仙沼市文化財保護補助金交付要綱

平成18年3月31日告示第170号

気仙沼市文化財保護補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気仙沼市文化財保護条例施行規則（平成18年気仙沼市教育委員会規則第37号）第18条の規定に基づき、文化財保護補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、気仙沼市補助金等交付規則（平成18年気仙沼市規則第37号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金は、本市の区域内に存する指定文化財の保存事業のうち、文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係国庫補助実施要領（昭和54年5月1日文化庁長官裁定。これに基づき文化財保存事業の種類に応じて文化庁長官がそれぞれ定める補助要項を含む。）に準じて市長が必要と認めるもの（以下「補助事業」という。）の実施者に対し、予算の範囲内において、当該補助事業に要する経費について、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助事業の実施者に交付する補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 国庫補助を伴う事業 国庫補助対象経費から国庫補助額と県費補助額との合計額を控除した額の2分の1以内の額とする。

(2) 県費補助を伴う事業 県費補助対象経費から県費補助額を控除した額の2分の1以内の額とし、その限度額は500万円とする。ただし、管理及び無形民俗文化財保持事業については、定額とする。

(3) 国庫補助又は県費補助を伴わない事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は500万円とする。ただし、管理及び無形民俗文化財保持事業については、定額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(委任)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。